

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農地部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 農地部 （略）	
農地建設課		農地建設課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第15条第1項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権を設定すべき旨の裁定をすること。</u>	(略)		(略)
(2) <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第3項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定をすること。</u>			
(略)		(略)	
(略)		(略)	